



Title	阪大法学 58巻 総目次
Author(s)	
Citation	阪大法学. 2009, 58(6)
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/54876
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

ドイツにおける環境・法的救済法の成立(二)			
—— 団体訴訟の法的性質をめぐる一考察	大久保規子	二	二五
「おとり捜査」について(三)	松田岳士	二	三七
履行意思の欠如による履行期前解除法理の展開(一)			二九一
—— ドイツにおける履行期前の履行拒絶論を手がかりに	松井和彦	二	三五
マイク・マンスフィールドと日米関係			三〇九
—— 中国観の変遷と日本重視論	高橋慶吉	二	三五
中国会社法の立法背景(二・完)			三三九
—— 支配株主の権利規律規定を中心に	村治規行	二	一三七
クロアチア承認問題とゲンシャー外相(二・完)			三九一
—— ドイツ外交の転換点	久保由美子	二	一六一
カール・シュミットの秩序論			四一五
—— 完成論に支えられた憲法基礎づけ論	福島涼史	二	一八五
住民投票条例に関する一考察	藤島光雄	二	二一五
会社法における事業譲渡と株主保護			四六九
—— 判例・学説の再評価	山下眞弘	三・四	五
労働法における公法上の義務	小寫典明	三・四	三五
			五六一
			五九一

帝国の時代における移民問題と黄禍論

—— マイノリティの同化に関する比較史研究のための予備的考察 ——

..... 竹中 浩 三・四 六五 六二一

..... 棟居快行 三・四 八七 六四三

環境公益訴訟と行政訴訟の原告適格

—— EU各国における展開 —— 大久保規子 三・四 一〇三 六五九

核兵器のない世界のビジョン 黒澤 満 三・四 一二七 六八三

環境訴訟と行政事件訴訟法三七条の二第一項の「損害の重大性」要件

..... 松浦 寛 三・四 一五三 七〇九

..... 吉川正史 三・四 一七一 七二七

ヨーロッパの平和を目指す欧州連合（EU）のゆくえ

—— 欧州憲法条約からリスボン条約へ —— シェラー・アンドレアス 三・四 一九七 七五三

..... 青田テル子 三・四 二一九 七七五

海上交通行政における規制緩和に関する問題

—— 「貨物船R号 貨物船S号衝突事件」を基に —— 藤本昌志 三・四 二四九 八〇五

フランスにおける行政契約締結過程統制

—— 契約前仮命令訴訟を中心として —— 國井義郎 三・四 二七一 八二七

行政機関の問題対応に関する一考察

—— DV問題をたたき台として…………… 澤田知樹 三・四 二九五 八五一

イギリスにおける大臣行為規範の変容…………… 田中孝和 三・四 三二三 八七九

死因調査法制

—— 医事衛生行政と刑事手続の錯綜…………… 折橋洋介 三・四 三四七 九〇三

民政党内閣と大阪財界(二)

—— 井上準之助蔵相と経済的自由主義…………… 滝口 剛 五 一 九四三

「おとり捜査」について(四・完)…………… 松田岳士 五 一一 九六三

履行意思の欠如による履行期前解除法理の展開(二・完)

—— ドイツにおける履行期前の履行拒絶論を手がかりに…………… 松井和彦 五 四三 九八五

ドイツ約款法における時価条項判決の問題について(二)

—— 不当条項規制効果論に関する一考察…………… 武田直大 五 一一三 一〇五五

占領期米国の対日経済援助政策の形成

—— 対日占領政策の転換過程に見る中国要因…………… 高橋慶吉 五 一五一 一〇九三

英国統治機構の変容と停滞

—— 憲法・制度・アイデアからの分析…………… 岩波 薫 五 二二三 一一五五

ネットワーク環境における著作権保護の日中比較(二)

—— 間接関与者の責任を中心に…………… 陳 思勤 五 二四一 一一八三

政策形成に対する利益集団の影響力

—— 著作権法全面改正における事例間比較…………… 京 俊介 五 二六三 一二〇五

「騙取金銭による弁済と不当利得」覚え書き…………… 平田健治 六 一 一二八一

ドイツ約款法における時価条項判決の問題について (二・完)

—— 不当条項規制効果論に関する一考察…………… 武田直大 六 二七 一三〇七

いわゆる取材源秘匿権の法理…………… 前田正義 六 七一 一三五一

ネットワーク環境における著作権保護の日中比較 (二・完)

—— 間接関与者の責任を中心に…………… 陳 思勤 六 一〇一 一三八一

行政裁量の法構造的把握

—— H. Kelsen による法学的方法の展開とその現代的意義…………… 高田倫子 六 一二五 一四〇五

判例研究

三重県産廃処理施設住民同意制条例事件…………… 横内 恵 一 一九七 一九七

議会による長の損害賠償請求義務の免除…………… 高田倫子 一 二二一 二二一

別除権行使による主たる債務の弁済と手続開始時現存額主義

—— 大阪高判平成二〇年五月三〇日判夕二二六九号一〇三頁、

大阪高判平成二〇年四月一七日金法一八四一号四五頁——

…………… 藤本利一 六 一五五 一四三五

翻 訳

ポルトガルにおける生殖補助医療法

(二〇〇六年七月二六日法律第三三三号)……………マルセロ・デ・アウカンタラ／訳 一 二二五 二二五

「オンライン搜索」についての連邦憲法裁判所判決

——二〇〇八年二月二七日第一法廷判決——……………アルブレヒト・レスラー
鈴木秀美／訳 五 二九三 一二三五

アメリカのADRにおける政府の役割……………リチャード・ウイリアムソン
大久保規子／訳 五 三一五 一二五七

そ の 他

巻頭の辞……………中尾敏充 三・四 一 五五七

村上武則教授 略歴・主要著作目録……………三・四 三七一 九二七